

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令の一部改正案の骨子

1 再生利用事業計画申請時に必要な書類等

今般の再生利用事業計画の見直しに伴い、認定を受けようとする者が再生利用事業計画申請時に計画書に添付すべき書類等を追加する。具体的には以下を想定する。

食品循環資源の収集運搬を行う者及び収集運搬の施設が一定の基準（6の食品循環資源の収集運搬を行う者及び収集運搬施設の基準）に適合していることを証する書類

なお、食品循環資源が産業廃棄物の場合であって、収集又は運搬の許可を受けており、それを証する書類を申請書と併せて提出するときは、これを省略することができる。

食品循環資源を排出する事業場から特定肥飼料等製造施設への収集運搬に関する計画書（具体的には、食品循環資源の収集範囲（収集先市町村名）、特定肥飼料等製造施設に搬入を行う時間帯、搬入を行う食品循環資源の見込量等）

食品循環資源が一般廃棄物及び産業廃棄物に該当する場合、特定肥飼料等製造業者が廃棄物処理法の規定に基づく処分業の許可を得ていることを証する書類（許可証の写し等）

肥料取締法の規定に基づく普通肥料を生産する場合には登録又は届出、販売する場合においては届出をしていることを証する書類

飼料安全法の規定の基づく飼料を製造する場合には、動物試験の成績を記載した書類

2 申請書への記載事項

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）に定める以外に主務省令で定める記載事項を追加する。具体的には以下を想定する。

特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及び食品循環資源以外の量
特定肥飼料等の種類ごとの製造量

特定農畜水産物等の種類及び名称

法第19条第1項に規定する農林漁業者等又は同項の農業協同組合その他政令で定める法人（以下「農林漁業者等」と総称する。）の特定農畜水産物等

の生産及び販売の開始年月日

特定農畜水産物等の種類ごとの生産に使用される、再生利用事業計画に従って製造される特定肥飼料等及びそれ以外の肥料、飼料等の種類及び量

農林漁業者等により生産される特定農畜水産物等の種類ごとの量並びに食品関連事業者が引き取る特定農畜水産物等の種類ごと及び利用者ごとの利用量

3 計画の変更に係る認定申請

法第20条第1項に規定する認定事業者が認定計画の変更を受けようとする場合、申請書の提出先及びその申請書への記載事項等を新たに定める。具体的には以下を想定する。

(申請書の提出先)

申請書の提出先は主務大臣とする。

(申請書への記載事項等)

当初認定年月日

氏名又は名称並びに住所(法人にあってはその代表者の氏名)

変更の内容

変更の年月日

変更の理由

申請当初の書類等に変更がある場合、変更後の書類等

4 特定農畜水産物等

特定農畜水産物等の要件として、以下を想定する。

特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物であること。

原材料として使用される農畜水産物のうち特定農畜水産物が一定割合以上含まれる食品であること。

なお、上記中「一定割合」については、当該食品が特定農畜水産物由来のものであると認識され得る常識的な程度として、「重量割合で50パーセント」とすることを想定。

5 食品関連事業者による特定農畜水産物等の利用量

食品関連事業者は、再生利用事業計画に基づき生産された特定農畜水産物等

の量のうち、自らが利用すべき量を設定する。

この利用すべき量は、再生利用事業計画に食品関連事業者が利用すべき量として含める必要のない、特定農畜水産物等を生産する農林漁業者等が既に安定取引先を確保している量を控除するとともに、特定農畜水産物等の生産への食品関連事業者から排出された食品循環資源の貢献の程度、特定農畜水産物等の利用による食品関連事業者への過度の制約を回避すること等を考慮して、次式（案）により算定する。

（案）

$$\text{特定農畜水産物等の利用量} = (A - B) \times \{(C \div D) \times (E \div F)\} \times 0.5$$

- A：当該食品関連事業者と再生利用事業計画を作成した農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量
- B：Aのうち当該農林漁業者等が当該食品関連事業者以外に販売先を確保している量
- C：特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源の当該食品関連事業者の排出量
- D：特定肥飼料等の製造を業として行う者が当該再生利用事業計画において使用する特定肥飼料等の原材料の総量
- E：当該農林漁業者等が当該計画において特定農畜水産物等の生産に使用する特定肥飼料等の量
- F：当該農林漁業者等が当該計画において特定農畜水産物等の生産に使用する肥飼料等の総量

6 食品循環資源の収集運搬を行う者及び収集運搬施設の基準

食品循環資源を適切に管理し、収集運搬時における生活環境保全上の支障を防止する観点から、食品循環資源の収集運搬についての基準を新たに定める。具体的な記載事項は、国の認定の効果として廃棄物処理法の収集運搬業許可について特例を設けている各種制度のうち、廃棄物の広域的な収集運搬を想定しているという点で食品リサイクル法の再生利用事業計画認定制度と共通する廃棄物処理法の広域認定制度の例等を参考とし、以下を想定する。

（収集運搬を行う者の基準）

収集運搬を的確に行うことができる知識と技能を有すること。

収集運搬を的確に、かつ継続して行える経理的基礎を有すること。

廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当しないこと

生活環境の保全を目的とする法令に基づく不利益処分を受けた日から5年を経過しない者に該当しないこと。

食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を受けていること。

食品循環資源の収集運搬を自ら行う者であること。

廃棄物処理法の広域的処理認定制度（製品のメーカー等が廃製品を回収し高度な処理を行う場合、大臣が認定して広域的な収集運搬の許可を不要とする制度）と同等の基準

（収集運搬施設の基準）

食品循環資源が飛散、流出し、また、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設（車両を含む）を有すること。

積替施設においては、食品循環資源が飛散、流出し、また地下に浸透し、さらに、悪臭が発散しないような措置が講じられた施設であること。

危害原因物質の混入防止のための措置が講じられた施設であること（専用運搬容器や専用車等の専用設備等）

温度管理その他の品質管理のための措置が講じられた施設であること（保冷が必要なものの場合には保冷車又は保冷库）

< その他留意事項 >

改正食品リサイクル法第21条第2項により、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けずに食品循環資源の収集運搬を行うことができる者も、同条第3項に基づき、廃棄物処理法第7条第13項（一般廃棄物処理基準の遵守義務）、第19条の3（改善命令）の規定が適用され、市町村長の監督の対象となる。

このため、市町村長が当該特例の対象者を把握できるよう、再生利用事業計画の認定に当たっては、運用上、認定を行う度に主務大臣から市町村長に關係市町村に対し、認定を受けた者、収集運搬を行う者等を通知することとする。

特定農畜水産物等の考え方(案)

特定農畜水産物等とは... 次のいずれかに該当するもの

- (1) 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物（以下「特定農畜水産物」という。）
- (2) 特定農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品であつて、当該食品の原料又は材料として使用される農畜水産物に占める当該特定農畜水産物の重量の割合が50%以上のもの

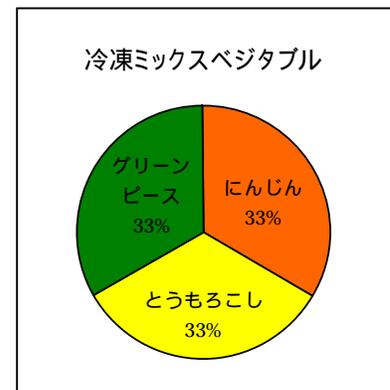
例 冷凍ミックスベジタブル

<原材料>

にんじん：とうもろこし：グリーンピース = 1：1：1

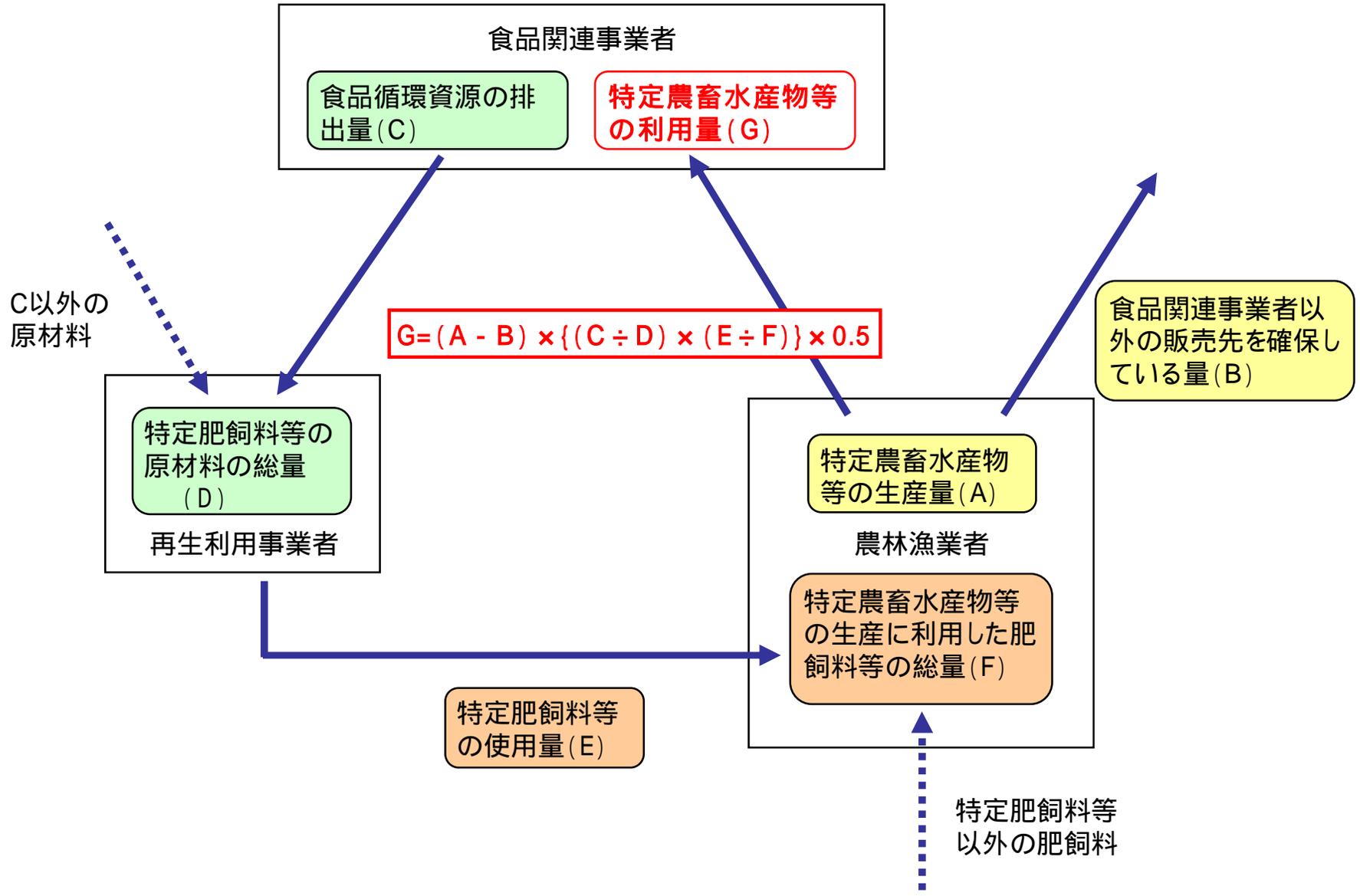
リサイクル肥飼料を使用した原材料

にんじんのみ 特定農畜水産物等に該当しない
にんじん+とうもろこし (2)に該当



なお、加工食品については、(2)の例のみで合理的であるかどうか、現在、精査中であり、追加がある場合には、次回に提示したい。

リサイクルループの概念図



< 想定される再生利用事業計画の例 > 食品小売業（スーパー） - 肥料 - 野菜

引取量の計算式

$$G = (A - B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$$

C ÷ D... 特定肥飼料等の製造に当たり原材料に占める食品関連事業者の排出した食品循環資源の割合（このケースは 2 / 3）
 E ÷ F... 特定肥飼料等の使用割合

